



あろうかと思つてあります。二度とその職を
 手なしためにも、参考までに当時の資料に目を通
 したわけでございますが、昭和三十一年度の西多
 摩衛生組合の決算明細書に依りますと、その
 積算におき、石当りの処理費が、羽村、瑞穂にお
 けるは六十円に、福生は三百六十円、肥田は
 と差引しても三百九十九円の額に上つておるわけ
 でございます。

当時の議会でも二、三のことが問題になり、中
 所の都下版でも大きく取りあげられたことは古
 境に残つておると思つてあります。

以上の観点から西多摩衛生組合の副管理者である
 町長につづきの点につづき、質問いたします。

西多摩衛生組合の新しい処理方式による負担
 割合をどのように考へておられるのか、もう一つは、
 今度の新しい処理方式によつて工業用水とものに



し、その処理が福生に流れるのでございませ
 が、多摩川の汚染につづき、当議会でも三、三の議
 員の質問があつたことを記憶しておりますが、
 多摩川の汚染問題が大きな社会問題となつて
 あると、非常に憂慮されておられます。

町長は二の問題に、これは流末処理による公害が
 あるかないか、またその補償等を要求する考へが
 あるのかどうか、以上の二点につづき町長の明確なる
 回答を求めたいのであります。

議長(石川信義君) 町長(石川常太郎君)

(町長(石川常太郎君)登壇)

町長(石川常太郎君) 大塚議員さんのご質問にお答えい
 いたします。

新処理施設がござります。今組合が今月に決まら
 ないもの、しかも重要なものか決まらないう

はがら他の例をみずくと買入れが多々あることと
 思います。とらうにいたしおさるものさうたき差は
 ほとんど考えられています。このほかから使でこふの
 するものさうは田でしか一市三村から平に買
 取するようは方法に是非にたし、そのように決め
 たと思つてあるわけでございます。一市三村から平
 に買取するところをヤ一の眼目といたしおさる次第
 こそあります。またその点が難航している一番の原
 因でございます。このほかからあくまでも二めは通じ
 る参りたいと思つてあります。もう一度申しあげ
 ますと、決つてあります。一番たきほものほし屋又
 理費でございまして、今後の考えにいたしおさる一市
 三村が平等に買取するところとございまして。
 このほかの方法は買入れでか入に割でもさう差はな
 いところとございまして。多くの例は買入れが
 多いようでございます。

ためから工業用水でございまして。ただその
 ところ分析結果からいさすところと規格にあつてありま
 せん。多摩川に流さるものさういふ事は、にほつてお
 るわけでございます。ただ色が悪い、臭いがする
 ということとございまして、臭いの点にふくは、ふけは
 に全部ひたしておとすところと組合議員さんには、さう
 近ううにひたをするものと考えたりしております。
 将来におくものさう臭いからいといとかあるいはい
 畏があるところの場合には、もうさう補償を考へるべき
 かのだと思つております。現在のところにはございませ
 んが、もうさう臭いからいといとかい畏があるという
 場合には補償すべきだと思ひます。
 ほか他生組合につくすものさう下変議員さんにお
 骨おりをいたしたくあります。これを厚くお礼申し
 あげます。



補償の要求あるのは分和金の取戻と云うものに好らる
、副管理者である市長には頑強と云うわけは、
ほうほうと思ひます。組合議員さんにも一生懸命や
すいたにしろあるわけでも、子下りめども、議公
はぬにものを増減するんであつて、副管理者同様議公
まづ才全はものを話合つて、何うはりめば議公は
どうしようもはないと思ひます。さういふ点で非常
に長い時間をかけておりますけれども、子に結論
がぬま、おらはないと云うことでも、子下りの見
通しに、つそ、カウ一度市長から、一項決定するの
子に、四十年度の予算編成にも入るわけですが、
今年度は当初予算で、子に、百、何かが、訂正さ
る、おりますが、来年度の見通しと、さ、何、どのくら
い、どうと、するの、か、さ、何、どのくら、い、訂正
の、議、合、い、が、つ、く、の、か、子に、来年度の当初予算に
おける、し、必、理、費、は、どのくら、い、の、額、を、訂、正、さ、る、の、か、



その点に
又町長に
お願いいた
し子下。

義石川信義君

竹長石常石印

石長(及川)常太郎君

歌に厚く
みり子々
事し
朝け

い
ん
ず
す
け
へ
と
て

手渡木口近く所々あり子々

一市三所全部が同じところにあるわけではございません。

[illegible]

是非の場を決着を附けんとす

先月瑞穂はらんに青

市長に逢ひて、
今度はどうぞか
決着せしむ

ようじや
はいか
しう
ニと
で
申
し
入
め
を
し
た
の
ス
ニ
ス
ベ

手
か
新
言
は
こ
る
か
と
う
か
は
う
さ
り
申
し
あ
い

ふ
子
せん
け
め
ども
私
は
さ
う
う
う
つ
まり
で
悩
み
た
い

と思ふおります。

今月迄々に理事者合が予定さへありす。

そへかり来手度につく子そへ、
ほんとか予尊

補成子には間に合せてと考へてあるわけだ。

オに之を明確なる答弁を求めます。敬請伺と
にします。

議長（石川信義君） 市長 石川常太郎君

（市長 石川常太郎君登壇）

市長 石川常太郎君 下野議員さんの質問に答弁申
こあげます。

最初に市庁税にかめるべき所が取れないかという点と
でござります。またどう考えらるかという点でござ
ります。

ほか、あぶかしめけでござります、安全保
障条約のオナ三条に租税の免除がござります。日本
の租税を納はする義務を負わはという条文がござ
ります。それから日本の地方税法におきましても特令が
ござります、オ三条にやはり地方税を課するはなりな
いという規定があるわけでございます。はお地方自治法
で参りますと、分相金、使用料、手数料を徴収



するところがござりますという点には、さうあるわけござ
りますけれども、取らなはなりという点には、さう
ありません、これは取らなはなりという点と、さう
いう点、今のところ取らなはなりという見解のようござ
ります。で、でござりますので、何かの方法があるかど
うかと、さういふことは、まだ今何研究をみたしと思
います。けれども、これは取らなはなりと判断をいた
して、今後勉強
する。誠に残念でござりますけれども、今後勉強
してみたいと思っております。

それから専門職員の問題でござります。その
点にも伺う点でござります。これはたいに、さう伺
う。さう参りたいと思っております。

それから、市には、建設、衛生、消防、道路、土木、
考えて、みまう、操業が主と、専門分野にわたるもの
が多いわけでございます。道路、あるとか、建物とか、
専門の知識がなければ、なりなはなりという点でござ
ります。